

## 生徒指導のガイドラインについて

### 岐阜県立郡上特別支援学校（高等部）

本校では、教育基本法を始めとする教育関係法規に則り、教育方針として「教育目標」「生徒指導の重点」を掲げ、一人一人が生きて光り輝く学校づくりを推進しております。

共感的理解を基に、発達段階に応じて生徒が自ら考え主体的に行動できる力や、仲間との関わりを大切に、豊かな心をもって積極的に生きていく力を育成することに重点を置いています。生徒、職員間の信頼と愛情を基盤とした生徒理解に徹し、望ましい人間関係を築く力と自己指導力を育てる指導の充実を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的・実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己肯定感を養います。そして、生徒の障がいを受け止め、不安や悩みの共通理解を図り、本人自らがその状態から脱却し、安定した学校生活が築けるための指導ができるよう保護者と連携を取りながら教育を行っていきます。

指導基準の適用及び具体的指導に当たっては、全ての教職員間の共通理解を図った上で、一貫性のある、かつ、継続的な指導を行うことが重要であると考えています。

そこで、教育的指導（特別指導）事案と法的な対応（懲戒）事案について本ガイドラインとして明文化しましたので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

今後とも、本校では、安全で安心して学べる学校づくり、また、一人一人が生きて光り輝く学校づくりを一層推進してまいります。

### 問題行動生徒に対する指導について

#### 1. 特別指導について

##### 1) 問題行動を起こした生徒に対する特別指導

- ①特別指導は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の学校生活が健全に営まれることを目的とする。
- ②特別指導は、指導の一環であり生徒の活動は重要な学習活動であるとする。学校特別指導を行う際にも指導期間中は欠席扱いとしない。

##### 2) 問題行動の事実関係の把握

- ①生徒、保護者、関係者から十分に聞き取りをする。
- ②複数の職員による聞き取りなどで事実関係を確認する。また、確認期間を長引かせない。

##### 3) 生徒の基本的人権への配慮

- ①聞き取りの段階から、生徒の基本的人権に十分配慮する。
- ②特別指導を行う際は、生徒の学習権の保障に十分配慮する。

##### 4) 家庭との連携

- ①特別指導については、本人・保護者への説明を十分に行い、理解を得るようにする。

②反省の方法については、家庭事情などに配慮する。

③特別指導は保護者との連絡を十分に取って指導を進める。

#### 5) 校内の体制

①指導方針に一貫性をもたせ、職員の一致協力による指導を行う。

②支援案作成や指導方法については、生徒指導係・学年・職員会議等で協議を尽くし、校長の助言・指導・責任のもとに懲戒を実施する。

③問題行動の記録にあたっては個人のプライバシーの保護に十分配慮する。

## 2. 特別指導のガイドライン

以下の問題行動を起こした生徒に対し、それぞれの事案に応じて過去の指導事例などに基づき、特別指導を実施する。保護者にも来校を求め、生徒と同席の上で実施する。

ただし、問題行動が度重なる場合や、発生させた問題行動の重大性、および反省の状況等によっては、自主退学勧告や懲戒による退学・停学及び訓告となる場合もありうる。

### 1) 刑法犯行為

①窃盗（万引き、車・単車盗、自転車盗、占有離脱物横領、侵入盗）

②粗暴犯（生徒間暴力、対教師暴力、恐喝・脅迫）

③強盗・強姦

④器物損壊

⑤その他

### 2) 不良虞犯行為

①飲酒・喫煙の行為（所持や同席も指導の対象とする）

②深夜徘徊、不健全娯楽（パチンコ・パチスロ店等への出入り）、不良交友

③怠学

④遅刻や無断欠席・無断早退

⑤家出

⑥いじめ（「嫌がらせ」・「威圧行為」・「いじめ」等は慎重な聞き取りを実施する）

⑦無断アルバイト

⑧カンニング、試験での不正行為（本校の「考査心得」に違反したもの）

⑨不正乗車・定期券不正使用

⑩情報モラル違反（インターネットやスマートフォン等を使用した誹謗・中傷、コミュニティサイト等利用による問題行動）

⑪その他

### 3) 道路交通法違反等の特別法犯行為

①無免許運転

②暴走行為、その他交通違反

③薬物乱用

④その他

4) その他

①無断免許取得（原付・自動二輪・普通自動車）、四ない運動違反

②服装・頭髪等の規定違反

③授業規律違反、授業妨害

④その他「校則」違反等

3. 懲戒について

（学校教育法第11条、学校教育法施行規則第26条第2項及び第3項）

ここでいう懲戒は、法的効果を伴うもので、生徒が学校で教育を受けることができるという法的権利に変動を与えるものである。懲戒のうち、退学、停学及び訓告の3種類の処分は校長が行う。

懲戒は、下記の生徒に対して行う。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4) 学校の秩序を乱し、その他生徒として本分に反した者

【 参 考 】

○ 学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 学校教育法施行規則第26条

校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当っては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。

③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。

- 1 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者
- 4 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者

④ 第2項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続きを定めなければならない。

# 児童生徒指導規程

## (目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するために、児童生徒が主体的に判断、行動し、充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## (生活全般)

第2条 本校児童生徒としての誇りを持ち、学校生活及び社会一般のルール、マナーを守り、地域社会の一員としての責任ある行動を心掛ける。

2 地域住民、来客、教職員等に対して節度ある態度で、礼儀正しく接する。

3 社会自立を目指すものとして、正しい言葉遣いや品位ある行動をする。

## (学校生活)

第3条 すべての授業に対して積極的かつ意欲的に取り組み、節度や規律のある行動をする。

2 健康管理に留意し、欠席、遅刻、早退をしないように努める。やむを得ず欠席、遅刻をする場合は、学校へ連絡する。

3 公共物を大切にし、進んで学校の美化、整頓に努める。

## (服装、頭髪)

第4条 服装、頭髪等については、以下のように定める。

### (1) 服装

[小、中学部]

服装は、学習活動に適したものとする。

[高等部]

① 制服は原則、本校指定のものを着用する。

ア 6月～9月を夏服とし、10月～5月を冬服とする。

イ 通学、入学式、卒業式、現場実習等では制服を着用する。

ウ カッターシャツは本校指定のもの又は、同等の白色のものを着用する。

エ 防寒着等（ジャンパー及びベスト等）は、派手でないものを着用する。

オ ソックスは、派手でないものを着用する。

② 体操服及び体育館シューズは原則、本校指定のものを着用する。

ア 体操服は原則、本校指定の長袖、長ズボン及び、半袖、ハーフパンツを着用する。

イ 体育館シューズは、体育館のみの使用とし、上履きを別途使用する。

ウ 運動靴及び通学用靴は、派手でないものを使用する。

③ 作業服は原則、本校指定のものを着用する。

ア 各作業班や校内作業実習、現場実習の必要に応じて作業服の仕様を変更して着用する。

④ 校外学習等、活動に適した服装は可とする。私服を着用してもよい。

(2) 頭髪

頭髪は、社会自立を目指すものとして、学習に支障がないよう清潔で端正なものとする。

(3) 化粧、装飾品等

化粧（場合によっては個別に配慮する）、装飾品は禁止する。

(通学に関すること)

第5条 通学に関する規程は、校長が別に定める。

(貴重品の管理)

第6条 貴重品（スマートフォン、携帯電話を含む）については、必要に応じて登校時から下校前まで学級担任が預かることができる。

2 金銭、物品等の管理を徹底し、貸借はしない。

(スマートフォン、携帯電話の利用)

第7条 スマートフォン、携帯電話は、朝のSHR前から帰りのSHR後まで使用禁止とする。

2 スマートフォン、携帯電話の使用と保管については、以下のことを守ること。

(1) 使用のモラルとマナーを守り、法律に触れたり、人に迷惑をかけたりしないこと。

(2) 校内外の公共の場では、使用のマナーを守ること。

(3) 個人情報を含む高価なものであることを認識し、責任をもって管理すること。

(4) 上記(1)から(3)に違反した場合は、保護者等と協力して指導する。

(届け出に関すること)

第8条 以下の事項については、担任を通じて学校に届け出るものとする。

(1) 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引、公欠

(2) 戸籍上の異動及び住所変更等

(3) 校外における問題行動又は交通違反による補導

(4) 校内器具施設の汚損、損壊、紛失

(5) 金銭、物品の遺失、盗難

(6) 交通事故、暴行被害、不審者被害等

(7) 自転車通学

(8) 金銭、物品の拾得

(9) 自宅で、火事風水害等の被害

**(指導に関すること)**

第9条 生活指導の対象となる行為は、以下の事項とする。

- (1) 正当な理由のない欠席、欠課、遅刻、早退及び無許可の外出
- (2) 授業、学校行事、試験及び作業等の忌避
- (3) 考查中の不正行為
- (4) 公共物の故意による器物損壊
- (5) 飲酒、喫煙、薬物乱用等
- (6) 禁止場所への出入り(パチンコ店等)
- (7) 暴力、脅迫、窃盗、恐喝、賭博など犯罪と認められる行為
- (8) 道路交通法違反、各種自動車運転免許証の無断取得
- (9) 深夜徘徊、不良交遊(不健全性的行為を含む)等
- (10) 情報モラル違反やインターネット犯罪を介したと認められる行為等
- (11) 以上の他、社会法規、道徳、倫理に反する行為

**(規程の改正又は廃止の手続き)**

第10条 規程の改正又は廃止の手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 高等部生徒会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、規程の改正又は廃止を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規程に基づく求めがあったとき、又は規程の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者等からの意見を聴取するとともに、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。
- (3) 校長は、学校運営協議会等での議論を踏まえ、規程の改正又は廃止について決定するものとする。
- (4) 前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者等に説明するものとする。

**附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

令和2年9月1日に改正する。

令和3年9月1日に改正する。

令和4年9月1日に改正する。